

## 中期目標期間終了時の検討について

### 1 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 79 条の 2 第 1 項の規定により、市長は、公立大学法人長岡造形大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第 2 項の規定により、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

### 2 検討方針

#### （1）実施時期

今年度は、中期目標期間（H26～H31）の終了前年度であり、法人に業務を継続させる場合、次期中期目標の策定を行う必要があることから、次期中期目標の策定前に、中期目標期間終了時の検討を行う。

#### （2）検討方法

法人は平成 27 年度に、学校教育法第 109 条第 2 項に基づき、文部科学省の認証を受けた認証評価機関による大学認証評価を受けている。

また、今年度の評価委員会において、法第 78 条の 2 に基づき、中期目標期間の業務実績評価（見込評価）を実施している。

本検討にあたっては、これらの評価結果を踏まえて、検討を行うこととする。

### 3 第 1 期中期目標期間における評価結果

#### （1）認証評価機関による大学認証評価結果

##### ①評価結果

大学基準に「適合」していると認定された。

##### ②主な評価及び課題等

（大学認証評価は平成 27 年度に実施）

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生のために最先端の学習環境、制作環境を整備している。デザインを専門に学ぶ大学にふさわしい環境を整えている。</li> <li>・地域協創演習など地域貢献の活動は、長年の実績がある。地域と大学を結ぶ特徴的な活動として評価できる。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部において、過去 5 年間の「入学定員に対する入学者数比率の平均」「収容定員に対する在籍学生数比率」が、低い（一部学科除く）ので是正されたい。</li> <li>・修士課程において「収容定員に対する在籍学生数比率」が低く、同博士課程は入学者・在籍学生がいないので、改善が望まれる。</li> </ul>

※詳細は別紙のとおり

## (2) 評価委員会における中期目標期間の見込評価結果

### ①評価結果

第1期中期目標の達成に向けて「良好に進んでいる」と評価している。

### ②主な評価及び課題等

評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・高い志願倍率の維持</li><li>・大学院再構築の取組み</li><li>・産官学との連携による地域貢献の取組み</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・人事評価制度の構築</li><li>・競争的研究資金など外部資金の増加</li><li>・社会的責任に関する意識向上</li></ul>
提言	建学の理念を体現する人材を、広く世に輩出することは、「米百俵の精神」を大切にす市民の願いである。長岡で学び、長岡へ愛着と誇りを持つ人材が、将来、幅広い形で長岡へ貢献することを期待する。

## 4 業務を継続させる必要性について (案)

上記3のとおり、認証評価機関による大学認証評価結果が「大学基準に適合」しており、評価委員会での見込評価結果も「中期目標の達成に向けて良好」に進んでいる。

このことから、引き続き、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

## 5 組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討について (案)

第2期中期目標及び同中期計画の策定にあたり、上記3における課題・改善点等を反映させることをもって、地方独立行政法人法第79条の2に基づく所要の措置を講ずることとする。